

議案第71号

災害対策特殊救急自動車の取得について

下記のとおり災害対策特殊救急自動車を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三田市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年8月18日提出

三田市長 森 哲 男

記

1 取得数量

1台

2 取得の目的

救急業務高度化に伴い、人命救助等の救急業務を迅速かつ的確に行い、市民の安全を確保する。

3 取得金額

33,440,000円

4 取得の相手方

兵庫県神戸市須磨区大池町3丁目1番1号

兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所

所長 白根 浩 司

災害対策特殊救急自動車の概要

1 概 要

救急救命士による高度な処置を行うことができる資機材を積載した車両を取得するものである。

当該車両は、医師や救急救命士による処置等の活動スペース及び収納庫が確保されているほか、傷病者に走行時の振動を与えないための磁気式防振ベッド等が装備されている。

2 災害対策特殊救急自動車の構造

車体全長	5, 6 0 0 mm
車体全幅	1, 8 8 0 mm
車体全高	2, 5 1 0 mm
室内長	4, 4 0 5 mm
室内幅	1, 6 6 0 mm
室内高	1, 8 5 0 mm

3 積載品（高度救命処置用資機材等）

半自動式除細動器、気道確保用資器材、酸素呼吸器、患者観察装置、搬送用資器材、固定用器具、血糖値測定器具、磁気式防振ベッド、定置型吸引器、アイソレーター、オゾンガス発生装置、その他

4 災害対策特殊救急自動車の条件

- (1) 拡大された応急措置等を行うために必要な車内容積及び機能を有すること。
- (2) 救急資機材の適切な収容が可能であること。
- (3) 医師が同乗した場合でも、十分対応できる設備を有すること。
- (4) 傷病者情報の伝達等、医療機関との十分な情報連絡が可能であること。
- (5) 傷病者の症状に及ぼす振動を最小限にできること。